代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

		j:	地縁に	よる団体の名称		
		 f	代表者			
					EI)	
1	裁判所による代表者の職務執行の停止の有無					
	(1)有					
	(2) 無					
2	裁判所による	代表者の職務代行る	者選任の有無			
	(1)有	職務代行者選任4職務代行者				
				住所		
	(2) 無					

※ 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条(仮処分の方法)により、仮処分命令の申立ての 目的を達するために行う処分です。

該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。